

平成26年第1回美馬市議会臨時会議事日程

平成26年5月16日（火）午前10時開議

臨時議長選出

開議の宣告

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長の選挙について

追加日程第 1 議席の指定について

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について

追加日程第 3 会期の決定について

追加日程第 4 副議長の選挙について

追加日程第 5 議案第 60号 美馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 61号 平成26年度美馬市一般会計補正予算（第1号）

議案第 62号 工事請負契約の変更について

追加日程第 6 議案第 69号 工事請負契約の締結について

追加日程第 7 議案第 63号 美馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 64号 美馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 65号 美馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 66号 美馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 67号 美馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第 8 議案第 68号 美馬市監査委員の選任について

追加日程第 9 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
（美馬市税条例の一部改正について）

承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（美馬市国民健康保険税条例の一部改正について）

承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（平成25年度美馬市一般会計補正予算（第6号）

承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
（平成25年度美馬市国民健康保険特別会計補正予算

- (第3号))
- 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度美馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))
- 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度美馬市介護保険特別会計補正予算(第3号))
- 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度美馬市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号))
- 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度美馬市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号))
- 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度美馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号))

追加日程第 10 徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について

平成26年第1回美馬市議会臨時会会議録

◎ 招集年月日 平成26年5月16日

◎ 招集場所 美馬市議会議場

◎ 開 会 午前9時57分

◎ 出席議員

1番	藤野 克彦	2番	浪越 憲一	3番	都築 正文
4番	田中 義美	5番	中川 重文	6番	林 茂
7番	武田 喜善	8番	郷司千亜紀	9番	藤原 英雄
10番	井川 英秋	11番	西村 昌義	12番	国見 一
14番	片岡 栄一	15番	原 政義	16番	川西 仁
17番	三宅 共	18番	谷 明美	19番	前田 良平
20番	武田 保幸				

◎ 欠席議員

13番 久保田哲生

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	牧田 久
副市長	栗栖 昭雄
事業推進監	堀 芳宏
政策監（企画総務部長）	佐藤 健二
保険福祉部長	緒方 利春
市民環境部長	武田 晋一
経済建設部長	櫻井 賢司
水道部長	仁木 崇
プロジェクト推進総局長	橘 博史
消防長	岡本 博久
保険福祉部理事	岡 建樹
経済建設部理事	猪本 邦富
プロジェクト推進総局理事	奥村 俊彦
プロジェクト推進総局理事	四宮 明
木屋平総合支所長	松家 貞夫
会計管理者	森本 康史

企画総務部総務課長	中川 貴志
企画総務部秘書課長	大泉 勝嗣
代表監査委員	松家 忠秀
教育長	光山 利幸
副教育長	加美 一成
副教育長	猪口 正
理事（教育総務課長）	上谷 敏也

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	藤川 一郎
議会事務局次長	南 佳幸
議会事務局次長補佐	篠原 純子

◎ 議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

◎ 会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

1番	藤野 克彦	議員
2番	浪越 憲一	議員
3番	都築 正文	議員

開会 午前9時57分

◎議会事務局長（藤川一郎君）

本臨時会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。したがって、年長者であります武田保幸議員さんに臨時議長をお願いし、ご紹介申し上げます。武田保幸議員さん、議長席へお願いいたします。

（3番 都築正文議員 入場）

◎臨時議長（武田保幸議員）

ただいまご紹介をいただきました武田保幸でございます。今、事務局長より申されましたように、地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は19人です。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回美馬市議会臨時会を開会いたします。

ここで牧田市長さんよりご挨拶をお願いいたします。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

皆さんおはようございます。

本日は、平成26年第1回美馬市議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

また、去る4月20日に執行をされました美馬市議会議員一般選挙におきまして、激戦を勝ち抜かれ、めでたくご当選をされました皆様方に、改めまして心からお祝いとお喜びを申し上げます。大変おめでとうございました。

さて、本市は市制発足10年目の節目の年を迎えておりまして、この間大型プロジェクトをはじめ、市民生活に直結をし、四国のまほろぼとして誰もが住みたくなるまちを体現すべく、さまざまな施策を進めているところでございます。その中で、特に重要な施策につきまして、この機会にご報告をいたしたいと存じます。

まず、合併以来の命題でありました庁舎の一元化でございます。既にご案内のとおり、北館新庁舎につきましては、ゴールデンウィーク明けに事務所移転を終えておりますが、既存の南館につきましては、改修工事が完成次第、脇町庁舎などの保険福祉部が移転をしていくこととなっております。

また、駐車場などの外構工事につきましても、同時に施工をしております。どちらも8月下旬には完成をする予定となっております。庁舎の一元化が完成を、これでできるものと思っております。

工事期間中は、議員各位をはじめ、来庁される市民の皆様には大変ご不便、またご迷惑をおかけしていることと存じます。もうしばらくお時間をいただきまして、全ての工事・事業が完了をいたしますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

2つ目には、大塚製薬株式会社の工場用地造成事業でございます。一昨年同社との協定締結以来、庁内のプロジェクトチームによりまして、用地の確保はもちろんのこと、作業道、工業用水などの計画などそれぞれが順調に進んでおりまして、いよいよ造成工事に着工するめども立ってまいりました。当初に描いたスケジュールよりは、若干ではありますが、先取りをした進捗となっております。これまでも申し上げてまいりましたとおり、一日も早い開業を目指しまして、今後も鋭意取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

3つ目には、シニアパワー活用プログラム推進事業でございます。超高齢化社会の到来、本当に高齢化が予想以上にどんどん進んでおりますが、本市におきましても高齢化率は本当に年々上昇を続けております。これら高齢者の方々が生きがいを持って元気に生活ができる社会づくりが求められているところでございます。そこで、高齢者の皆様が持つ豊富な経験や、また知識を本市の活性化に役立てていただくためのシステムを全国に先駆けて構築しようというものでございます。

この事業を着実に推進をしていくため、本臨時会におきまして体制整備に必要な条例の改正案及び予算案を提案をさせていただいております。後ほどご説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げる次第でございます。

本日はこれから、議長をはじめ、市議会の新たな組織構成を決定をしていくことになろうかと思いますが、議員各位におかれましては、美馬市発展のために、さらなるお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎臨時議長（武田保幸議員）

これより本日の会議を開きます。

なお、久保田哲生議員より欠席の届けが出ておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、仮議席の指定をいたします。

仮議席はただいまご着席の議席といたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票か指名推選かいずれかの方法にいたしたいと思っております。どちらの方法にしましょうか。

（「議長、投票でお願いいたします」の声あり）

◎臨時議長（武田保幸議員）

ただいま投票でとの発言がありましたので、投票で行います。

投票は単記無記名です。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎臨時議長（武田保幸議員）

ただいまの出席議員数は19名であります。

会議規則第31条第2項の規定によりまして、立会人に、4番、田中義美さん、8番、

郷司千亜紀さん、18番、谷 明美さん、以上3人を指名いたしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

◎臨時議長（武田保幸議員）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

◎臨時議長（武田保幸議員）

ないようでございますので、配付漏れはないと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱の点検)

◎臨時議長（武田保幸議員）

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。それと、同姓の方がおられますので、氏名を確実にご記入ください。

事務局長より、同姓の場合の案内がございますので、よろしくお願いをいたします。

◎事務局長（藤川一郎君）

同姓の場合の票の按分については、公職選挙法第68条の2に規定されておりますが、地方自治法では、この規定を準用していませんので、議長選挙においては、通常の選挙のような取り扱いはできません。この取り扱いの違いは、議長選挙の場合は、立候補制をとらないため、同姓の場合、名字のみ記載した票については、公職選挙法第68条第1項第8号の何人を記載したかを確認し難いものとして無効となりますので、ご注意ください。同姓の場合だけです。

◎臨時議長（武田保幸議員）

ただいまから投票を行います。

仮議席番号1番から順次お願いをいたします。事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げます。順番に投票をお願いいたします。

◎事務局長（藤川一郎君）

1番 藤野克彦議員、2番 浪越憲一議員、3番 都築正文議員、4番 田中義美議員、5番 中川重文議員、6番 林 茂議員、7番 武田喜善議員、8番 郷司千亜紀議員、9番 藤原英雄議員、10番 井川英秋議員、11番 西村昌義議員、12番 国見 一議員、14番 片岡栄一議員、15番 原 政義議員、16番 川西 仁議員、17番 三宅 共議員、18番 谷 明美議員、19番 前田良平議員、20番 武田保幸議員。

◎臨時議長（武田保幸議員）

投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

◎臨時議長（武田保幸議員）

ないようでございますので、投票もれなしと認めます。投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖の解除)

◎臨時議長（武田保幸議員）

これより開票を行います。立会人さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

◎臨時議長（武田保幸議員）

選挙の結果を報告いたします。投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票19票、無効投票0票であります。有効投票のうち藤原英雄君10票、川西 仁君9票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。したがいまして、藤原英雄君が議長に当選いたしましたことをご報告申し上げます。

ただいま議長に当選されました藤原君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によりまして当選の告知をいたします。

議長に当選されました藤原英雄君からご挨拶をいただきます。

[9番 藤原 英雄君 登壇]

◎議長（藤原英雄議員）

ただいまご紹介をいただきました藤原英雄でございます。ただいまの議長選挙において選出をしていただきまして、まことにありがとうございます。心から感謝と御礼を申し上げます。

選出をされました以上、浅学非才ではございますけれども、今、美馬市が進めております大型プロジェクト、大塚製薬の企業誘致の問題、そして道の駅の問題、複合施設の問題、そして一番大きな問題であります美馬市が抱えております少子高齢化の問題、限界集落を通り越しての消滅集落の問題等、いろいろな問題が山積されておりますけれども、議員各位、そして理事者各位、美馬市民の皆様方にご指導とご協力をいただきながら、誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

どうか、今後とも皆様方には本当に温かいご指導、そしてまたご協力をいただきますように心からお願いを申し上げます、意は尽くせませんが、就任のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

◎臨時議長（武田保幸議員）

臨時議長の職務が終わりました。大変どうも皆様ありがとうございました。これで、藤原議長さんと交代をいたします。

(議長交代)

◎議長（藤原英雄議員）

それでは、議長の職務を行わせていただきますので、よろしく願いをいたします。議事の都合のため、10分程度小休をいたします。

小休 午前10時28分

再開 午前10時39分

◎議長（藤原英雄議員）

それでは、小休前に引き続き会議を開きます。

なお、日程に入る前に報告をいたします。

市長より、議案第69号、工事請負契約の終結についてが提出をされております。つきましては、追加議事日程について、ご配付のとおりといたしますのでご報告をいたします。

失礼をいたしました。工事請負契約の締結でございます。

追加議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

追加日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

議席は、ただいまの議席といたします。

次に、追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番 藤野克彦君、2番 浪越憲一君、3番 都築正文君を指名いたします。

次に、追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定をいたしました。

ここで議事進行の都合により、しばらくの間小休をいたします。

小休 午前10時42分

再開 午前10時57分

◎議長（藤原英雄議員）

それでは、小休前に引き続き会議を開きます。

次に、追加日程第4、副議長の選挙を行います。選挙の方法は投票か指名推選、いずれの方法にいたしましょうか。

（「投票でいいんじゃないですか」の声あり）

◎議長（藤原英雄議員）

投票という声があったので、投票は単記無記名で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎議長（藤原英雄議員）

ただいまの出席議員数は19名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 都築正文君、7番 武田喜善君、14番 片岡栄一君、以上3名を指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙の配付）

◎議長（藤原英雄議員）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（藤原英雄議員）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱の点検)

◎議長（藤原英雄議員）

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。それと同姓の方がおられますので、氏名を確実にご記入ください。同姓の場合の取り扱いについては、議長選挙と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番から順次お願いいたします。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

◎事務局長（藤川一郎君）

1番 藤野克彦議員、2番 浪越憲一議員、3番 都築正文議員、4番 田中義美議員、5番 中川重文議員、6番 林 茂議員、7番 武田喜善議員、8番 郷司千亜紀議員、10番 井川英秋議員、11番 西村昌義議員、12番 国見 一議員、14番 片岡栄一議員、15番 原 政義議員、16番 川西 仁議員、17番 三宅 共議員、18番 谷 明美議員、19番 前田良平議員、20番 武田保幸議員、9番 藤原英雄議員。

◎議長（藤原英雄議員）

投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（藤原英雄議員）

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖の解除)

◎議長（藤原英雄議員）

これより開票を行います。立会人さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

◎議長（藤原英雄議員）

選挙の結果を報告いたします。投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票17票、無効投票2票、有効投票中、西村昌義議員8票、井川英秋議員8票、国見一議員1票、以上のとおりであります。

すなわち、西村昌義議員の得票と井川英秋議員の得票が同数であり、しかもその得票数は法定得票数5票を超えております。よって、地方自治法第118条の規定により、準用する公職選挙法第95条の規定によって、当選者はくじで定めることになりました。

くじの手續について申し上げます。

まず、くじを引く順序をくじで決め、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いて

いただくことにいたします。当選のくじを引かれた方が当選人であります。

以上、ご了承願います。

西村議員、井川英秋議員、登壇をお願いいたします。

[10番 井川英秋君 登壇]

[11番 西村昌義君 登壇]

◎議長（藤原英雄議員）

まずは、くじを引く順序を決めます。

くじ引きは年長議員からとなっておりますので、西村議員からくじを引いてください。

（くじを引く）

◎議長（藤原英雄議員）

ただいまのくじの結果、西村議員が1番目、井川議員が2番目にくじを引くことになりました。それでは西村議員からくじをお引きください。

（くじを引く）

◎議長（藤原英雄議員）

くじの結果を報告いたします。

西村議員が当選のくじを引きました。よって、西村議員が副議長に当選をいたしました。

ただいま、副議長に当選されました西村昌義議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました西村昌義君からご挨拶をいただきたいと思ひます。

[11番 西村昌義君 登壇]

◎副議長（西村昌義議員）

高いところからではございますけれども、一言、副議長という重大なお役をいただきました。これからは、議長から先ほどお話がありました大塚製薬、道の駅、また過疎化についても、美馬市においても重大な課題が山積しております。副議長が補佐できるように一生懸命、初心に返り、頑張っまいますので、どうぞ皆様方のご理解をよろしくお願ひ申し上げます。

言葉は足りませんが、副議長就任のご挨拶にさせていただきます。（拍手）

◎議長（藤原英雄議員）

ここで、議事の都合により小休をいたします。

小休 午前11時19分

再開 午後 2時19分

◎議長（藤原英雄議員）

それでは、小休前に引き続き、会議を開きます。

美馬市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元にご配付の委員会名簿のとおり選任をいたしましたのでご報告をいたします。

なお、正副委員長につきましても、先ほど小休中に開催をされました委員会において、

お手元にご配付の名簿のとおり、総務常任委員会委員長に片岡栄一君、副委員長に藤野克彦君、福祉文教常任委員会委員長に郷司千亜紀君、副委員長に波越憲一君、産業常任委員会委員長に田中義美君、副委員長に都築正文君、議会運営委員会委員長に武田喜善君、副委員長に久保田哲生君が互選されました。

以上で各委員会の委員の報告を終わります。

次に、追加日程第5、議案第60号、美馬市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、議案第62号、工事請負契約の変更についてまでの3件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

◎市長（牧田 久君）

議長。

◎議長（藤原英雄議員）

市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

提案理由のご説明をさせていただきます前に、一言お喜びを申し上げます。

ただいまは、藤原議長、そして西村副議長をはじめ各委員会委員の選任が行われ、市議会の構成が滞りなく決定をされました。栄えある重責を担われます皆様方に心よりお喜びを申し上げますとともに、これまでの豊富なご経験と卓越した手腕を十二分に生かされました円滑な議会運営と市政の発展にご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

本市といたしましても、今後とも常に議会との連携を図りながら、市政の発展と市民生活の向上のために積極的、かつ着実に取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、提案理由のご説明をさせていただきます。

まず、議案第60号、美馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

この案件は、本市の重点施策でありますシニアパワー活用プログラム推進事業を着実に進めるために、非常勤の特別職として新たにシニアパワー推進活動員を設置をいたしますことにつきまして、所要の改正を行うものでございます。

このシニアパワー推進活動員は、シニアパワーを必要とする需要側の調査を行うと同時に、仕事がしたい、社会参加をしたいなどの供給側の掘り起こしに取り組み、双方をマッチングさせるための調整や情報収集などの、いわば営業活動を主な職務といたします。また、本事業の円滑かつ適切な推進のために設置を予定をいたしております美馬市シニアパワー推進協議会の事務にも当たっていただくことといたしております。

次に、議案第61号、平成26年度美馬市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ450万円を追加をいたしまして、補正後の予算総額をそれぞれ193億450万円とするものでございます。

これは、先ほどの議案第60号でもご説明をいたしましたが、シニアパワー活用プログラム推進事業を円滑かつ適正に推進をするため、推進協議会や推進活動員を設置することといたしておりまして、これに要する必要な体制整備を行うものでございます。

次に、議案第62号、工事請負契約の変更につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

これは、昨年の12月定例会で議決をいただきました高機能消防指令センター総合整備事業工事請負契約の契約金額の変更に係るものでございます。

本年4月1日の消費税の引き上げを受けまして、請負金額を2億4,255万円から2億4,948万円に変更をするものでございます。

原案のとおり議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

◎議長（藤原英雄議員）

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

ただいまのところ、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議案第60号から議案第62号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認めます。よって議案第60号から議案第62号までの3件については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（藤原英雄議員）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。議案第60号から議案第62号までの3件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号から議案第62号までの3件は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第6、議案第69号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

◎市長（牧田 久君）

議長。

◎議長（藤原英雄議員）

市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

議案第69号、工事請負契約の締結につきましてご説明をさせていただきます。

この案件は、地方自治法第96条第1項第5項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

この案件は、去る3月定例会で予算の議決をいただきました岩倉中学校屋内運動場新築工事に係るものでございまして、先般一般競争入札を執行いたしまして、仮請負契約を締結をしたものでございます。契約金額は2億3,652万円でございます。契約の相手方は、株式会社北岡組、代表取締役北岡眞文でございます。

原案のとおり議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◎議長（藤原英雄議員）

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（藤原英雄議員）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第69号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認めます。よって議案第69号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（藤原英雄議員）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第69号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決をされました。

次に、追加日程第7、議案第63号、美馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第67号の美馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの5件を一

括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

◎市長（牧田 久君）

議長。

◎議長（藤原英雄議員）

市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

ただいま上程をいただきました議案第63号から議案第67号までの5議案につきまして、ご説明を申し上げます。

この5議案は、美馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意をお願いするものでございます。

この委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を得て市長が選任をすることとなっております。任期につきましては、本年5月24日から平成29年5月23日までの3カ年間でございます。

まず、議案第63号でございますが、美馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意をお願いする者は、住所は美馬市脇町字東赤谷名28番地、氏名は上野武彦氏でありまして、生年月日は昭和4年5月25日の方でございます。

次に、議案第64号でございますが、同じく議会の同意をお願いする者は、住所、美馬市脇町大字猪尻字西分151番地9、氏名は眞鍋政利氏でありまして、生年月日は昭和17年11月17日の方でございます。

続きまして、議案第65号でございますが、同じく議会の同意をお願いする者は、住所美馬市穴吹町穴吹字藤ノ本36番地3、氏名は藤見誘氏でありまして、生年月日は昭和14年4月11日生まれの方でございます。

続きまして、議案第66号でございますが、同じく議会の同意をお願いする者は、住所は美馬市木屋平字森遠358番地、氏名は宮本房義氏でありまして、生年月日は昭和22年5月5日の方でございます。

ただいまの4議案でご説明をいたしました4氏につきましては、いずれの皆様も適任であると認められますことから、引き続き本市の固定資産評価審査委員会委員として尽力をいただくため、再度の選任についてご同意をお願いするものでございます。

最後に議案第67号でございますが、同じく議会の同意をお願いする者は、住所、美馬市脇町字拝原1286番地、氏名は後藤和弘氏でありまして、生年月日は昭和18年2月20日生まれの方でございます。

失礼しました。名前の読み方が間違っておりまして、訂正をさせていただきます。後藤弘和氏でございます。

後藤氏は、旧脇町の職員として勤められておりまして、平成15年3月に定年退職されるまでに農業委員会事務局長などを歴任をされました。現在は、行政書士としてご活躍をされておりまして、その知識・経験が豊富であることから、本市の固定資産評価審査委員

会委員として、適任であると認められたため、同氏の選任について議会の同意をお願いをするものでございます。

以上、原案のとおりご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

◎議長（藤原英雄議員）

以上で説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は人事案件でありますので、成規の手続を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認めます。よって、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決しました。これより順次採決を行います。

まず、議案第63号、美馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり同意することに決しました。次に、議案第64号、美馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり同意することに決しました。次に、議案第65号、美馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認めます。よって議案第65号は原案のとおり同意することに決しました。次に、議案第66号、美馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認めます。よって議案第66号は原案のとおり同意することに決しました。次に、議案第67号、美馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認めます。よって議案第67号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、追加日程第8、議案第68号、美馬市監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、原政義議員は地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されますので退場を求めます。

(15番 原 政義議員 退場)

◎議長（藤原英雄議員）

提案理由の説明を求めます。

◎市長（牧田 久君）

議長。

◎議長（藤原英雄議員）

市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

議案第68号、美馬市監査委員の選任につきまして、ご説明を申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議員のうちから選任する監査委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする者は、住所は美馬市穴吹町穴吹字中29番地5、氏名は原 政義氏でございます。生年月日は昭和24年2月26日でございます。

同氏は、長年にわたりまして議会議員として豊富な経験を持たれ、また地方自治にも精通をしておられます。市行政全般に適切なお意見、ご助言がいただけるものと確信をいたしております。監査委員としてまさに適任者であると考えますので、議会の同意を求めるものでございます。

原案のとおりご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお祈りを申し上げます。

◎議長（藤原英雄議員）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は人事案件でありますので、成規の手続を省略し、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認めます。よって成規の手続を省略し、直ちに採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第68号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり同意することに決しました。

原 政義議員の入場を許可いたします。

(15番 原 政義議員 入場)

◎議長（藤原英雄議員）

ただいま、監査委員に同意されました原 政義君よりご挨拶があります。

[15番 原 政義君 登壇]

◎15番（原 政義議員）

一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

議会選出監査委員の大役を全会一致で選任されました原でございます。責任の重大さを痛感いたしているわけでございますけれども、精いっぱい全力でもって取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、皆さん方の格段のご支持、ご支援、ご協力を心よりお願い申し上げましてご挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

◎議長（藤原英雄議員）

次に、追加日程第9、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（美馬市税条例の一部改正について）から、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度美馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））までの9件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

◎政策監（企画総務部長）（佐藤健二君）

政策監。

◎議長（藤原英雄議員）

政策監。

[政策監 佐藤健二君 登壇]

◎政策監（企画総務部長）（佐藤健二君）

それでは、私のほうから承認第1号から承認第3号までの3件につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますけれども、議案書、こちらのほうの4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、承認第1号についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、去る3月31日、美馬市税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容につきましては、5ページから10ページに記載をいたしておりますが、この中で主な改正点についてご説明をさせていただきます。

まず5ページ、第34条の4、法人にかかる市民税では、自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図りますために、国税として地方法人税が創設されることに伴い、平成26年10月から法人税割の税率を2.6%引き下げ、100分の12.1に改めております。

また、第82条、軽自動車税であります。平成27年4月以降に新規取得するものから、乗用の自家用であれば、現行の税率から50%引き上げ、1万800円に、貨物の自家用であれば、25%引き上げ、5,000円とするなど、使用形態、その区分に応じて税率を引き上げますとともに、7ページの附則の第16条、軽自動車税の特例として、最初の新規検査から14年を経過した軽自動車については、環境への配慮を目的とするグリーン化税制を推進する観点から、平成28年4月以降、14年を経過する当該年度から、標準税率におおむね20%の重課税率を上乗せするなどの改正を行うものでございます。

次に、議案書の11ページをお開き願います。

承認第2号についてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、去る3月31日、美馬市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

専決処分の内容につきましては、12ページに記載をいたしておりますが、まず1点目として、被保険者間の保険税負担の公平性を確保いたしますために、保険税の課税限度額を見直し、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び介護納付金課税額に係る課税限度額について、それぞれ2万円を引き上げますほか、2点目として、低所得者に係る保険税負担の軽減措置の拡充を図りますために、5割軽減の対象となる世帯については、軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含めるものとし、2割軽減の対象となる世帯については、軽減判定所得の算定における被保険者数の数に乗すべき金額を現行の35万円から45万円に引き上げるものであります。

以上が専決処分をいたしました条例2件の主な内容でございます。

続きまして、承認第3号についてご説明をさせていただきます。別冊の平成25年度美馬市補正予算書の1ページをお開き願います。

承認第3号は、平成25年度美馬市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるとでございます。

3ページをお開き願います。

美馬市一般会計補正予算（第6号）は、第1条の歳入歳出予算の補正のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億7,450万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ222億2,300万円としたものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、各種事業の確定及び実績見込みによりまして、変更となります地方債の限度額を補正したものとなっております。

5ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、このページから10ページまでは、歳入歳出補正額を款・項の区分ごとに記載をしたものでございます。

歳入につきましては、主に事業の実績見込みや各種交付金の確定により、地方交付税や国県支出金、市債などの調整を行ったものでございます。また、歳出につきましては、主に事業費の実績見込みにより、予算の減額や財源更正を行うとともに、今後の財政需要に

備えるために、財政調整基金などの積立金を計上したものとなっております。

次に、11ページと12ページには、第2表として地方債補正を計上いたしております。平成25年度における地方債の限度額につきましては、今回4億1,010万円を減額し、12ページの最下段の計欄右側のとおり、40億4,900万円としたものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、予算書のほうは15ページからでございます。

このページの市税は市税の留保分を追加補正するものでございまして、固定資産税で2,834万5,000円、たばこ税で3,747万2,000円を追加計上いたしております。

次に、15ページ下段の自動車重量譲与税から17ページの下から2段目、交通安全対策特別交付金までは、地方贈与税、各種税交付金、地方交付税などの交付税の確定により予算額を調整したものでございます。

次に、17ページ最下段の農林水産業費分担金から18ページ下から2段目、農林水産業費手数料については、各種事業実績や収入実績に基づき、それぞれ予算額を調整したものでございます。

また、18ページ最下段の国庫支出金、民生費、国庫負担金から23ページ下段の県支出金、農林水産業費県委託金までにつきましては、各種事業の実績及び確定により、それぞれ予算額を調整したものとなっております。

次に、23ページ最下段、1目不動産売り払い収入と2目物品売り払い収入につきましては、実績見込みによりまして、減額調整を行ったものでございます。

24ページに移りまして、上段2目指定寄附金は、平成26年1月から3月までの間にご寄附をいただきましたまほろばサポーター寄附金などを追加計上いたしております。

次の繰入金でございますが、地方交付税などの歳入の増額や歳出の不用額の減額によりまして、所要の財源が確保できる見込みとなりましたことから、財政調整基金、減債基金や各特定目的基金からの繰入金を減額調整いたしまして、それぞれの基金に積み戻すものでございます。

25ページ上段の諸収入につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

また、25ページ中段から26ページにかけて記載いたしております市債につきましては、各種事業の実績見込みによりまして、全体で4億1,010万円減額補正を行ったものでございます。

続きまして、27ページからの歳出予算についてご説明をさせていただきます。

議会費からとなっておりますが、この費目から63ページの下から2段目の公債費まで、ほぼ全ての費目が各種事業の実績見込みによりまして、不用額の調整を行ったことによる減額予算となっております。内容につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

63ページの最下段から64ページの基金費でございますが、総額で3億1,368万1,000円を追加計上するものでございます。

これは、歳入において、市税の留保分や地方譲与税、各種税交付金、地方交付税の確定による財源と歳出における不用額の調整により捻出されました財源を活用いたしまして、

今後の財政需要に備えて、3億円を1目財政調整基金に積み立てるほか、まほろばサポーター寄附金などとして寄附をいただきました浄財228万8,000円を6目ふるさと振興基金費に、オラレ運営協力金を原資として、1,139万3,000円を、17目オラレまちづくり基金費に積み立てるものでございます。

なお、この積み立てを行うことによりまして、平成25年度末の総基金残高は、平成24年度末から3億3,097万4,000円増加し、74億6,787万1,000円となる見込みでございます。

以上で、簡単ではございますが、承認第1号から承認第3号までの説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎保険福祉部長（緒方利春君）

保険福祉部長。

◎議長（藤原英雄議員）

緒方君。

[保険福祉部長 緒方利春君 登壇]

◎保険福祉部長（緒方利春君）

続きまして、承認第4号から承認第6号までにつきまして、ご説明をさせていただきます。同じく補正予算書の69ページをお願いいたします。

承認第4号でございますが、平成25年度の美馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、議会の承認を求めるものでございます。

71ページをお開きください。

平成25年度の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、第1条歳入歳出予算の補正のとおり、事業勘定におきまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ6,717万9,000円を減額し、予算の総額を38億7,271万1,000円とし、また直営診療施設勘定におきまして、それぞれ1,460万7,000円を減額し、予算の総額を1億3,405万5,000円とするものでございます。

まず、事業勘定でございますが、73ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、76ページまで歳入歳出予算の補正額を款・項ごとに記載したものとなっております。

続きまして、79ページをお開きください。

歳入でございますが、上段の療養給付費等負担金から81ページ上段の共同事業交付金につきましては、国・県の負担金額の確定及び年間の医療給付費の実績に伴いまして予算額の調整を行ったものでございます。

次の財産収入、また82ページにかけましての諸収入につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

次の82ページ下段、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、国・県からの財政調整交付金等の確定によりまして、1億9,980万円を減額し、基金への積み戻しを行

うものでございます。

次に、83ページからの歳出でございますが、83ページの一般管理費、また趣旨普及費から89ページの予備費まで、ほぼ全ての項目におきまして、年間の給付実績及び国・県の補助額の確定により、それぞれ調整を行ったものとなっております、説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、直診勘定でございますが、この勘定は木屋平、口山のそれぞれの診療所などの運営に伴う予算でございます。

94ページをお願いいたします。

歳入でございますが、上段の国民健康保険診療報酬から下段の文書料までは、診療実績に応じまして、所要の調整を行ったものでございます。

95ページ上段の直営診療施設県補助金から下段の繰入金までは、説明欄のとおりでございます。

次に、96ページ、歳出でございますが、施設管理費につきましては、地域医療再生計画事業補助金の実績に係るもの、また次の医業費につきましては、診療事業の実績により調整を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成25年度の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

続きまして、予算書の99ページをお願いいたします。

承認第5号でございます。平成25年度美馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして議会の承認を求めるものでございます。

101ページをお願いいたします。

平成25年度美馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,855万円を減額し、予算の総額を3億9,514万9,000円とするものでございます。

106ページをお願いいたします。

歳入でございますが、後期高齢者の特別徴収及び普通徴収の保険料につきましては、平成25年度の賦課徴収実績により予算額の調整を行うもの、また繰入金につきましては、医療費の確定及び保険料の軽減実績による補正となっております。

また、107ページの歳出につきましては、保険基盤安定負担金の確定等に伴い、所要の調整を行ったものとなっております。

続きまして、承認第6号、平成25年度美馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、予算書の109ページをお開きください。

平成25年度美馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、議会の承認を求めるものでございます。

111ページをお開きください。

平成25年度美馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、第1条のとおり、保険事

業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ876万円を減額し、予算の総額を37億1,748万4,000円とするもの、また、サービス事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ425万円を減額し、予算総額を5,502万円とするものでございます。

まず、保険事業勘定でございますが、116ページをお開きください。

歳入でございますが、上段の第1号被保険者保険料につきましては、年間の収納実績によりまして、調整を行うものでございます。

次の地域支援事業使用料から117ページ下段の繰入金まで、それぞれ地域支援事業の実績に伴い、所要の調整を行ったものでございます。

続きまして、118ページ歳出でございますが、一般管理費につきましては、職員の異動等に伴います人件費等の調整、また下段の賦課徴収費から120ページの包括的支援・任意事業費につきましては、事業の実績に伴いまして所要の調整を行ったものでございます。

下段の償還金につきましては、前年度分の事業費の確定によります国庫支出金の返還金でございます。

続きまして、サービス事業勘定でございます。124ページをお願いいたします。

このページに歳入、また125ページに歳出を記載しておりますが、それぞれ介護予防支援事業の実績に応じまして、所要の調整を行ったものでございます。

以上、承認第4号から承認第6号までのご説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（藤原英雄議員）

市民環境部長、武田君。

[市民環境部長 武田晋一君 登壇]

◎市民環境部長（武田晋一君）

それでは、私のほうからは承認第7号及び承認第8号について順次ご説明を申し上げます。

最初に承認第7号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

同じく、補正予算書の129ページをお開きいただきたいと思います。

承認第7号は、平成25年度美馬市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定によりまして、3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、予算書の131ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算（第3号）は、第1条によりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,340万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,112万3,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして主なものをご説明申し上げます。

まず、歳入予算でございます。予算書の138ページをお開きください。

第1款分担金及び負担金の公共下水道事業分担金につきましては、150万円の減額となっております。また、第5款の公共下水道施設使用料につきましては170万円の減額

となっております。これらにつきましては、いずれも実績によるものでございます。

第20款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金の減額となっております。

続きまして、歳入予算につきましてご説明を申し上げます。

同じく下段の予算書139ページでございます。

第1款総務費、一般管理費でございますが、補正額は690万円の減額補正でございます。財源は全て一般財源となっております。

主なものにつきましては、19節の負担金補助における接続工事費の助成費用470万円の減額及び23節償還金利子及び割引料における分担金返還金における130万円の減額でございます。これらにつきましては、いずれも接続実績に基づく減額となっております。

次に、第5款の下水道事業費施設管理費でございますが、補正額につきましては470万円の減額補正でございます。財源は特定財源として市債の300万円の減額及びその他特財といたしまして、分担金と使用料の合計額320万円の減額となっております。

主なものにつきましては、第15節の工事請負費、公共柵設置工事160万円の減額及び次ページにおきまして、管路の修繕工事200万円の減額など、370万円の減額となっております。

以上で、承認第7号、専決処分の承認を求めることにつきましての説明とさせていただきます。

次に、承認第8号、専決処分の承認を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

予算書の141ページをお開きいただきたいと思います。

承認第8号は、平成25年度美馬市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定によりまして、去る3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

143ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算第1号につきましては、第1条によりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出、それぞれ580万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,877万4,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、まず歳入予算でございますが、予算書の148ページをお開きください。

第1款の分担金及び負担金の農業集落排水事業分担金につきましては、300万円の減額となっております。また、第15款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金570万円の減額となっております。

引き続きまして、歳出予算に移らせていただきます。

予算書は149ページでございます。

第1款総務費の一般管理費におきましては、27節の公課費におきまして、消費税及び地方消費税130万円の減額となっております。

続きまして、第5款の事業費の施設管理費におきましては、450万円の減額となっております。減額の主なものにつきましては、11節需用費といたしまして、消耗品費及び

光熱水費として110万円の減額によるもの及び第15節の工事請負費における管路修繕工事など170万円の減額によるものが主なものとなっております。

以上、承認第8号、専決処分の承認を求めることにつきましてのご説明とさせていただきます。ご承認のほどをよろしくお願い申し上げます。

◎議長（藤原英雄議員）

水道部長、仁木君。

[水道部長 仁木 崇君 登壇]

◎水道部長（仁木 崇君）

続きまして、承認第9号のご説明を申し上げます。

補正予算書の151ページをお開きください。

承認第9号は、平成25年度美馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

153ページをお開きください。

専決処分をいたしました補正予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,264万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,383万7,000円としたものでございます。

158ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明いたします。上段1目負担金では163万9,000円の減額で、受託工事の減によるものであります。中段2目使用料では667万2,000円の減額で、実績に伴い減額しております。

159ページをごらんください。

中段の1目繰入金では429万6,000円の減額で、水道事業費の減額に伴うものであります。

160ページをお開きください。歳出の主なものについて、ご説明させていただきます。

上段の1目総務管理費では143万5,000円の減額、下段2目業務管理費では210万8,000円の減額で、それぞれ実績に伴い減額をいたしております。

161ページをごらんください。

上段の1目水道事業費では346万7,000円の減額で、動力費等の減額をいたしております。下段の2目受託工事費で245万円の減額で、実績に伴い減額をいたしております。

162ページをお開きください。

上段の1目建設事業費では171万3,000円の減額で、事業費の減によるものです。下段の2目利子で146万7,000円の減額で、借り入れ利率の確定による減額でございます。

以上で、承認第9号の専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議長（藤原英雄議員）

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

ただいまのところ質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号から承認第9号までの9件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、同時に討論を省略して、直ちに採決を行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認めます。よって、承認第1号から承認第9号までの9件については、委員会付託を省略し、同時に討論を省略して、直ちに採決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。承認第1号から承認第9号までの9件について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認めます。よって、承認第1号から承認第9号までの9件は、原案のとおり承認されました。

追加日程第10、徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（藤原英雄議員）

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名方法については、いかがいたしましょうか。

(「議長、動議があります」の声あり)

◎議長（藤原英雄議員）

14番、片岡君。

(「議席でよろしいか」の声あり)

◎議長（藤原英雄議員）

はい、結構です。

◎14番（片岡栄一議員）

それでは、座ったままで失礼をいたします

指名の方法につきましては、議会運営委員会の武田委員長が指名者となることを提案させていただきます。

◎議長（藤原英雄議員）

ただいま、片岡栄一君から、議会運営委員会武田喜善委員長が指名者となることの動議が出されました。この動議に賛成者はございますか。

(「賛成」の声あり)

◎議長(藤原英雄議員)

ただいま、賛成の声がございました。所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

お諮りいたします。この動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(藤原英雄議員)

異議なしと認め、議会運営委員会武田喜善委員長を指名者とすることに決定をいたしました。

それでは、議会運営委員会武田喜善委員長、ご指名をお願いいたします。

7番、武田喜善君。

◎7番(武田喜善議員)

徳島県後期高齢者医療広域連合議員に藤原議長を推薦いたします。

◎議長(藤原英雄議員)

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員会武田喜善委員長より指名がありました、私、藤原英雄を徳島県後期高齢者医療広域連合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(藤原英雄議員)

異議なしと認め、徳島県後期高齢者医療広域連合議員に、私、藤原英雄が当選をいたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、牧田市長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長(牧田 久君)

平成26年第1回美馬市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言挨拶を述べさせていただきますと存じます。

議員各位におかれましては、本日は大変お忙しいところ、本臨時会にご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

また、提出をさせていただきました議案並びに承認案件につきまして、原案のとおりご可決、またご承認を賜りましたことを重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

また、本日は正副議長をはじめ各委員会の委員が決定をされまして、美馬市議会が新しい組織の構成でスタートをされました。本市といたしましても、今後とも常に議会との連携を密に図りながら、市政の発展と市民生活の向上のために種々取り組んでまいりたいと思っております。

時あたかも春から夏への季節の変わり目であります。既に先日30度近い気温の日もございました。そしてこれから、うっとうしい梅雨に向かおうといたしております。議員各

位におかれましては、健康には十分ご留意をされまして、美馬市、また地域の発展のために一層のご活躍をご期待を申し上げまして、閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎議長（藤原英雄議員）

ありがとうございました。

閉会の運びになりまして、各議員のご協力に対し、心から御礼を申し上げます。今後ともご指導・ご鞭撻をいただきながら、会議を進めていきたいと思っております。理事者各位におかれましても、何分のご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

これを持ちまして、平成26年第1回美馬市議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦勞でございました。

閉会 午後3時24分

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年5月16日

美馬市議会臨時議長

美馬市議会議長

美馬市議会副議長

会議録署名議員 1番

会議録署名議員 2番

会議録署名議員 3番